

静岡県版幼小接続モデルカリキュラム

「じぶんでできた! いっしょにやろう!」

～連続性・一貫性のある幼小接続カリキュラムを目指して～



静岡県教育委員会

目 次

第1章	接続期のカリキュラムの必要性	1
1	学習指導要領等の改訂内容	1
2	静岡県の教育と現状	2
第2章	接続期の教育について	6
1	環境を通して行う幼児期の教育	6
2	確かな学力を育む小学校教育	9
3	自己肯定感を高める接続期の教育	11
4	切れ目のない支援体制の構築	16
第3章	接続期のカリキュラム作成の視点	17
1	5歳児後半のカリキュラム作成の視点	17
2	小学校1年生1学期のカリキュラム作成の視点	21
第4章	接続期のカリキュラム例	26
1	接続期における全体計画例	26
2	5歳児後半の指導計画例	32
★	こんなエピソードありました	37
3	小学校1年生スタートカリキュラムの例	41
第5章	幼小の円滑な接続を支えるために	54
1	乳幼児期の保育	54
2	小学校低学年以降の教育	59
3	各園・校におけるカリキュラムマネジメント	60
4	幼小の教職員の連携の在り方	62
実践事例		
	幼児教育施設	
	「みんなで楽しく遊べる宇宙迷路を目指して」	5歳児 11月 幼1
	「みんなでつくったスケートリンク」	5歳児 2月 幼2
	「幼稚園と小学校との継続的・計画的な交流」	5歳児 通年 幼3
	小学校	
	「すなやつちとなかよし」 図画工作科	5月上旬 小1
	「がっこうだいすき」	小2
	生活科を中心とした合科的・関連的な指導	4月中旬～5月下旬
	「1年生を中心に据えた”学校スタートカリキュラム”」	3月～4月 小3

第1章 接続期のカリキュラムの必要性

接続期のカリキュラムの必要性について、平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領等の改訂内容と静岡県の教育と現状の 2 つの視点から述べていきます。

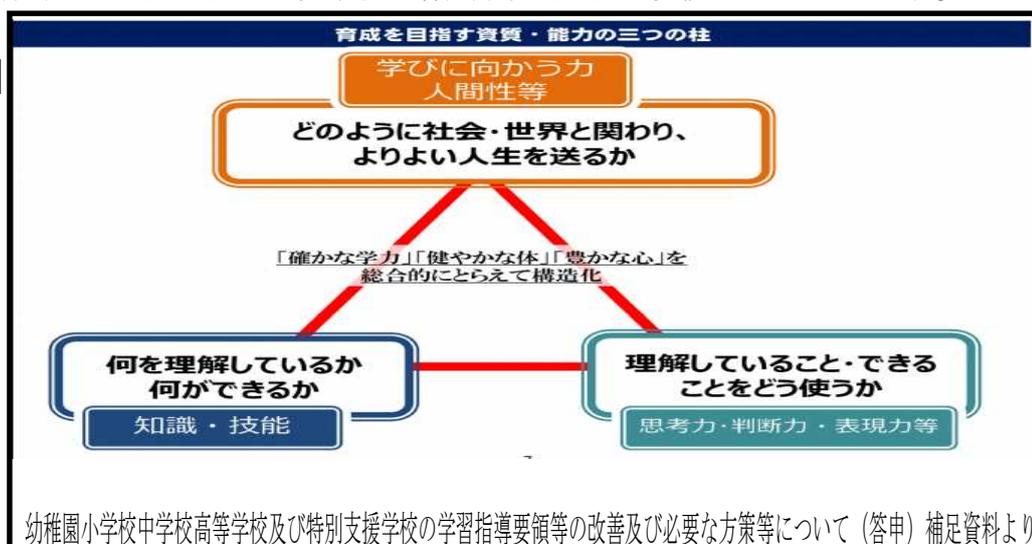
1 学習指導要領等の改訂内容

これからの社会を切り拓く資質・能力の育成

平成 29 年 3 月に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領が改訂^{*1}され、告示されました。

今回の改訂では、これからの社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを求めています。この背景には、情報化やグローバル化が急速に進む社会情勢があります。今の子どもが成人する未来社会では、現在ある職業の半数が消え、新たな職業が生まれているだろうとされています。今ある職業に必要な知識・技能は、未来では必要ないかもしれません。そうすると、これからの社会を生き抜くためには、習得した知識や技能を活用して、他者と協働し、新しい事を創造していく力、変化に柔軟に対応していく力が必要です。しかし、こうした力は全く新しい力ということではなく、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」でもあります。今回の改訂ではこの「生きる力」をより具体化し、育成を目指す資質・能力として 3 つの柱で整理しました。(図 1) そして、この資質・能力を、幼児期から学校卒業時まで一貫して育成するものとして、学校段階等間の円滑な接続を求めています。

【図 1】



*1 保育所保育指針の改定

保育所保育指針については、「改定」が正しい表記であるが、ここでは、他の法令と並列して述べている関係から、「改訂」の表記を使っている。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

幼児期の教育では、遊びや生活全体を通して、生きる力の基礎となる幼児期にふさわしい資質・能力を総合的に育んでいきます。一方、小学校以降の教育では、育成を目指す資質・能力を各教科等の特質に応じた見方・考え方にに基づき育んでいきます。

園生活全体を通して総合的に指導する幼児期の教育と、各教科等の見方・考え方にに基づき具体的な目標と内容を設定し指導していく小学校以降の教育には相違があります（詳細はP9参照）。そこで、幼小の円滑な接続のためには、保育者と小学校の教師が互いの教育について理解し合い、子どもの育ちや学びを共有することが大切です。

幼稚園教育要領、保育所保育指針等には「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が10項目で示されています。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（図2）は、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることによって、5歳児後半に育まれてくる姿を10にまとめ整理した具体的な姿です。保育者には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら、一人一人の発達に必要な体験が得られるように環境を構成したり、必要な援助を行ったりすることが求められています。

一方、学習指導要領において小学校の教師には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ指導を工夫することにより、子どもが主体的に自己を発揮しながら学べるようにすることが求められています。

幼小の円滑な接続のためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点として、保育者と小学校の教師が、幼児期から児童期における発達の流れを理解し、子どもの成長に即した連続性・一貫性のあるカリキュラムを作成し、実施していくことが大切です。

【図2】



2 静岡県の教育と現状

静岡県が目指す教育

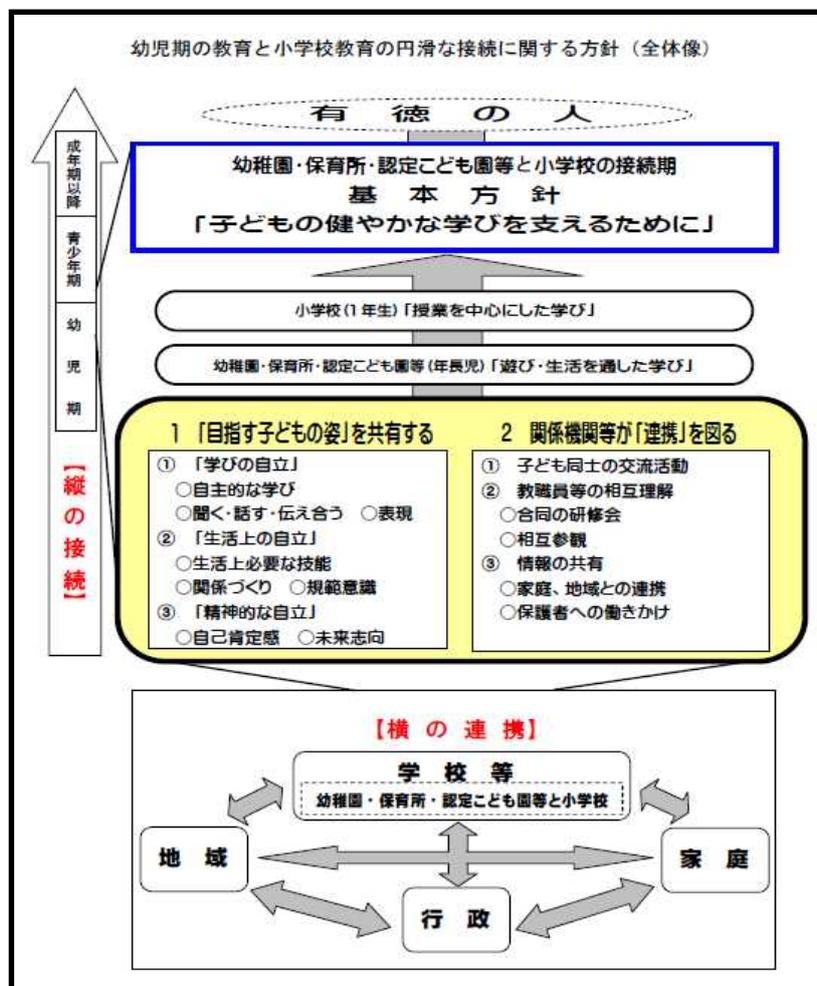
県と静岡県教育委員会は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「有徳の人^{*2}」の育成を目指しています。そして、「有徳の人」を育むために、幼児教育、義務教育、高等学校教育のそれぞれの学びの場が充実し、学校段階

等間において円滑な接続がなされるための施策を展開しています。

その一つが、平成 28 年 4 月に策定した「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針^{*3}」です。

本方針では、接続期を 5 歳児 10 月頃から小学校 1 年生の夏休み前頃までとし、接続期に、保育者と小学校の教師が「目指す子どもの姿」を共有し、「連携」を図ることを求めています。(図 3)

【図 3】



*2 有徳の人

静岡県教育振興基本計画では、「有徳の人」の育成を基本目標に掲げている。

「有徳の人」とは

- ① 自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人
- ② 多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にすること
- ③ 社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動すること

(H30 ふじのくに「有徳の人」づくり大綱（静岡県）より）

*3 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針

平成 28 年 3 月に静岡県教育委員会が策定した方針。「静岡県就学前教育情報サイト わっ！」からダウンロードすることができる。

基本方針に基づき、本書においても、「接続期」を 5 歳児 10 月頃（5 歳児後半）から小学校 1 年生夏休み前頃（小学校 1 年 1 学期）までとする。

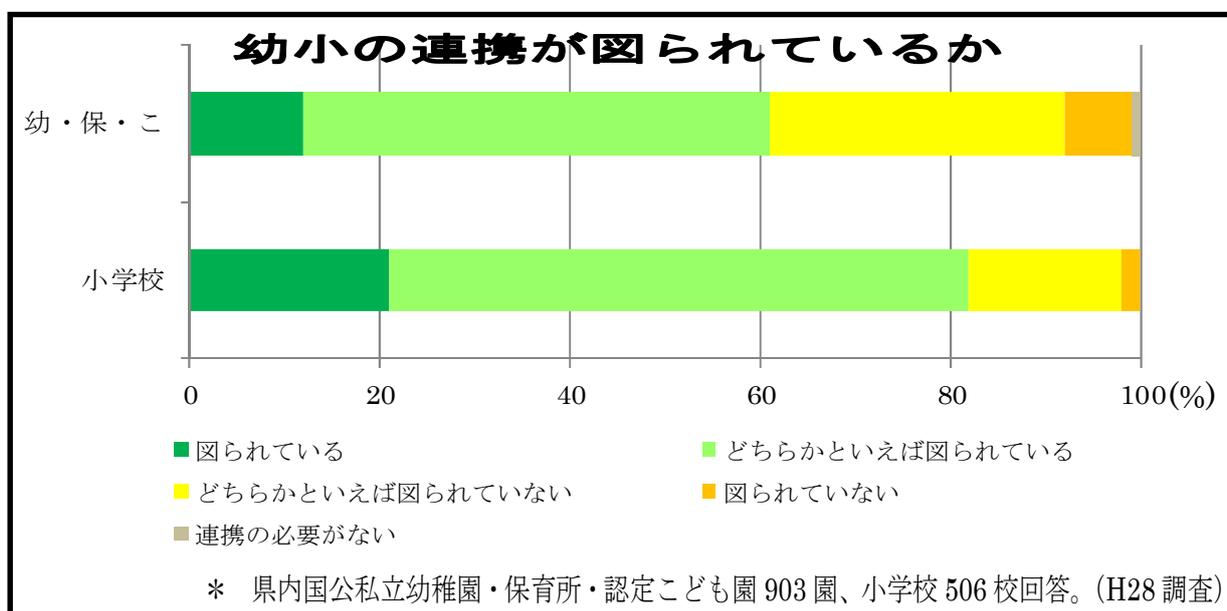
静岡県の現状

平成 28 年度に、県内の国公立幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校を対象に、幼小の連携状況や保育者と小学校の教師との連携に関する意識の実態について調査し、903 園と 506 校から回答を得ました。

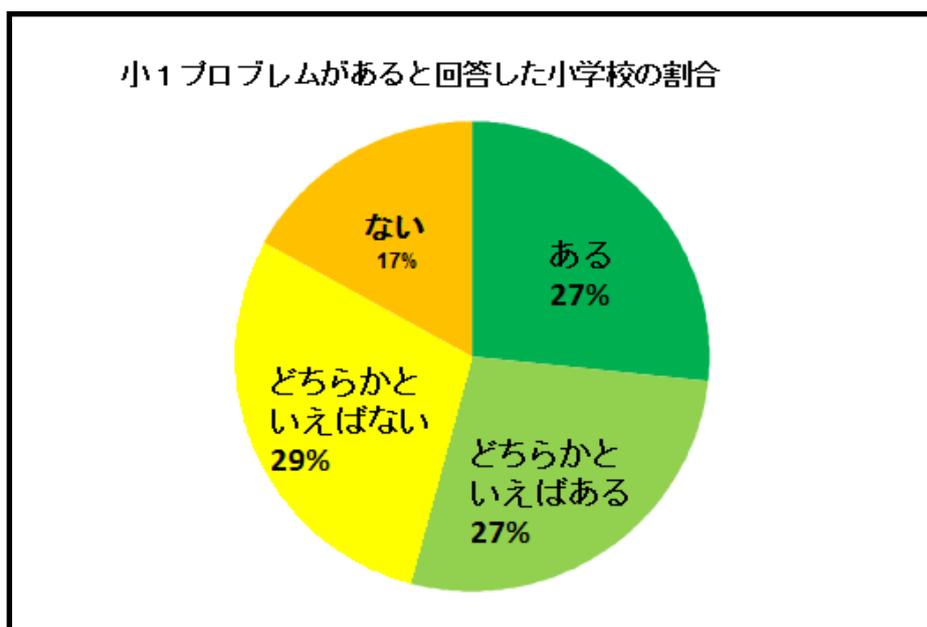
その結果、「幼小の連携が図られているか」という質問に対し、「ある」又は、「どちらかといえばある」と回答した園は全体の約 6 割、小学校では約 8 割でした。(図 4)

しかし、「小1プロブレムがあるか」という質問に対し、「ある」「どちらかといえばある」と回答した小学校は半数以上に上りました。(図 5)

【図 4】



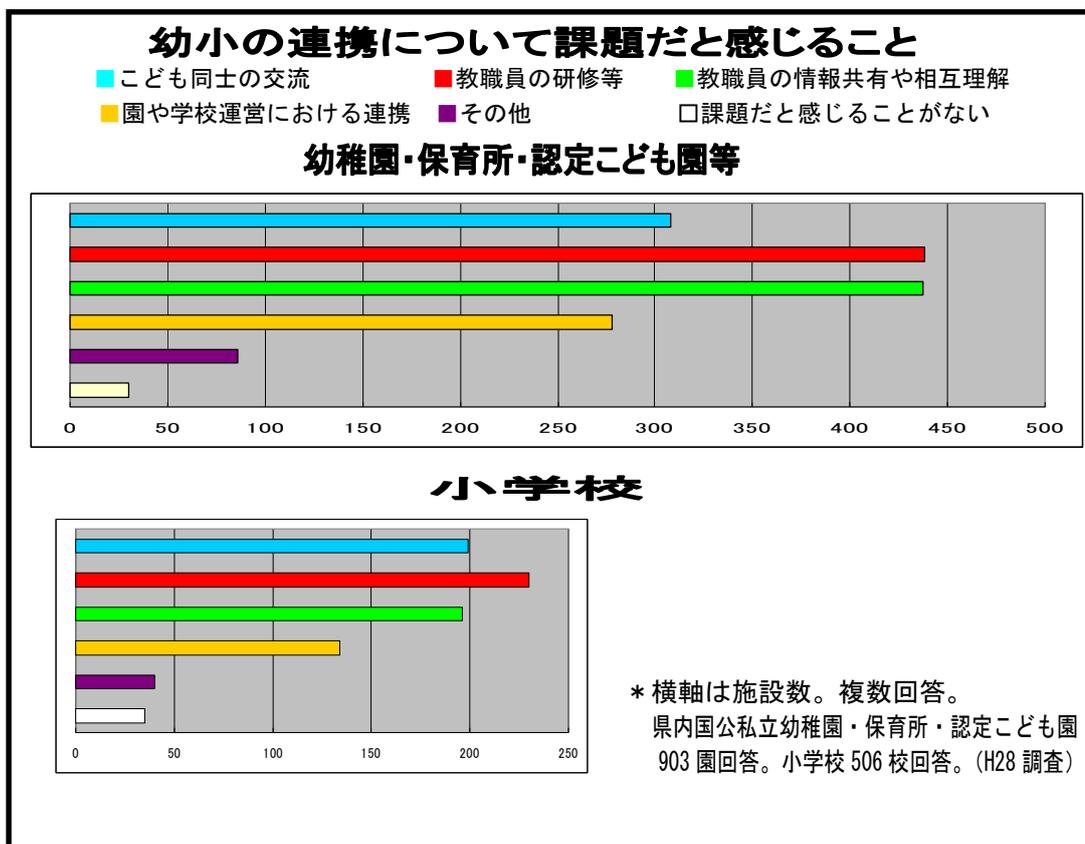
【図 5】



* 県内国公立小学校 506 校回答。(H28 調査)

さらに、「幼小の連携について課題だと感じることを尋ねたところ、多数の園や学校が、「教職員の合同研修や情報共有、相互理解について課題がある」と回答しました。(図6)

【図6】



「小1プロブレム」が発生する原因は様々ありますが、その一つは、幼児期の教育と小学校教育の段差に子どもがつまづいていることが考えられます。「遊び・生活を通した学び」と「授業を中心にした学び」という学び方の違いもそうですが、時間の区切り方の違い、活動空間（教室等）の大きさや使い方の違い、友達関係の変化なども、子どもが感じる段差です。

保育者と小学校の教師は、これまでの連携の在り方を見直し、このような段差を滑らかにするための教育・保育を工夫することが大切です。互いの保育・授業を参観し合う機会の設定から、合同研修会や情報交換会の開催へと無理のない範囲で連携を進め、互いの教育・保育を理解した上で、連続性、一貫性のある接続期のカリキュラムを作成、実施することは、幼小の接続を円滑にし、小1プロブレムの解消にもつながっていくと期待されます。